

日本公認会計士協会
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、日本公認会計士協会が、会員である公認会計士事務所及び監査法人（以下、「事務所」という。）において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いつつ業務を実施するに当たったの指針（ガイドライン）を示すものである。

政府による緊急事態宣言は解除されたものの、感染症の終息までの期間が長期に亘ることに鑑み、各事務所においては、本ガイドラインを参考に、事務所の規模、業態、組織構造等に応じ、地方自治体からの要請も考慮した感染拡大防止対策を講じる必要がある。

2. 基本的な考え方

各事務所においては、事務所責任者が率先し、感染拡大防止対策を継続して行っていくという方針を定めることが重要である。

各事務所は、関連法令上の義務を順守するとともに新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常に入手し、個々の業務が行われている現場の環境、地域の特性等に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

特に、作業のために関与先等を訪問することは避けることを基本とし、訪問により行うことが必要な作業であるか十分に検討する。

3. 具体的な対策

(1) 健康確保

- ・ マスク着用・手洗い・消毒・ソーシャルディスタンス（フィジカルディスタンス）の確保を徹底する。
- ・ 次の症状が出た場合（同居家族を含む。）は出勤させない。症状が続く場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談の上、医療機関の受診を検討する。
（厚生労働省「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」参照）
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあ
る場合
 - 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ・ 勤務中に体調が悪くなったスタッフは、必要に応じ、直ちに帰宅させ自宅待機とする。

(2) 勤務

- ・ 在宅勤務、シフト勤務、フレックスタイム等を活用し、通勤ラッシュをできるだけ避ける。
- ・ 通勤及び勤務時のマスクの着用を徹底する。
- ・ オフィス勤務に関して、人の密度をできるだけ低くするような工夫を行う。
 - スタッフの輪番制や振替休日を利用した出勤日の分散

- 机・席の間隔を空ける、会議室を利用する等による分散しての勤務
 - ・ オフィスの換気に十分注意を払う。
 - ・ 署名・押印の中止等によりペーパーレスを推進し、接触の機会を減らす。
 - ・ 在宅勤務を行うに当たっては、厚生労働省のガイドライン等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。
- (3) 出張
- ・ 海外出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
 - ・ 国内出張は、参加の必要性や地域の感染状況に応じて判断する。
- (4) 往査など関与先等での作業
- ・ 往査など、関与先等のオフィスにおいて行う作業については、訪問して行うことが必要な作業か十分に検討した上で、必要最低限の範囲で行い、不要不急の訪問を避ける。
 - ・ 往査等の必要が生じた場合においても、人数や時間を制限するほか、密閉空間・密集場所・密接場面（以下、「三密」という。）を避けるとともに、関与先等の感染防止対策に沿ったうえで実施する。
- (5) 会議等
- ・ オンラインでの会議等を積極的に活用する。
 - ・ 対面での会議等を開催する場合においても、次のことを検討する。
 - 参加者を必要最小限の範囲に限定する。原則として会場定員の1／3を最大とする。¹
 - 懇親会・会食は原則控えるが、開催する場合は三密とならないよう配慮する。¹
 - 参加時にはマスクを着用する。
 - 資料を配付する場合には他の参加者と共有しない。
- (6) 来訪者への対応
- ・ 外部関係者の来訪については、必要性を含め検討し、来訪を受ける場合には、当該者に対して、スタッフに準じた感染防止対策を求める。
- (7) オフィスの衛生管理
- ・ 施設各所に消毒液を設置する。
 - ・ 可能であれば、入口で赤外線式体温計による検温を行う。
 - ・ トイレ、エレベーター、共有物等を定期的に消毒する。エアータオルを休止する。
 - ・ 三密になり得る場所については、閉鎖を検討する。
- (8) その他
- ・ 感染者が確認された場合の対応（接触範囲の特定方法、オフィスの消毒作業、関係者への連絡範囲・方法等）を明確しておく。
 - ・ スタッフに対する必要な啓発活動を行う。
 - ・ 業務以外の場面においても三密を作らないよう行動への注意を促す。

以 上

¹ 政府・地方自治体からの要請の改訂等に伴い、変更となる可能性があります。